

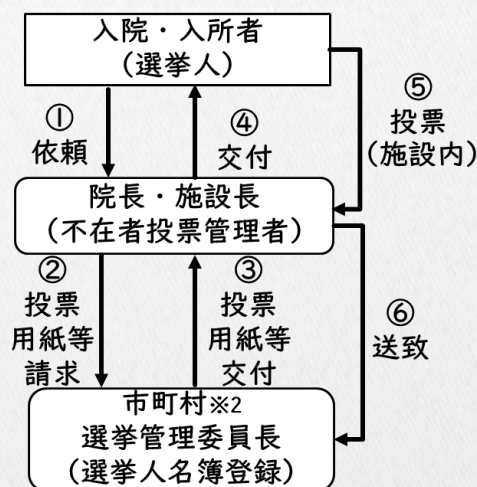
施設内で投票可能な不在者投票 指定施設をご存じですか？

1. 不在者投票指定施設とは

県選挙管理委員会から不在者投票を行うのに適した施設として指定を受けた【病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障がい者支援施設又は保護施設】です。

指定を受けると、該当する選挙の投票日に入院・入所している方が施設内で不在者投票をしていただくことが可能となります。

【参考】不在者投票の流れ 《代理請求の場合※1》



※1 本人が直接市町村へ請求することも可能です。

※2 選挙人の住所により請求・送致市町村が異なります。

2. 指定の手続

指定申請書を県選挙管理委員会へ御提出後、書面や実地の調査を行った上で、県選挙管理委員会で指定を判断します。

指定の判断は2か月程度期間を要します。

申請書等は以下URLよりダウンロードできます。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/senkyo/kense/senkyo/20210610195421.html>



【問合せ先】

宮崎県選挙管理委員会

電話 0985-26-7024

E-mail miyazaki-senkyo@pref.miyazaki.lg.jp



Q. 指定の条件は？

不在者投票の環境（投票の秘密が守られる投票所の設営等）や運営体制（投票業務に従事する職員体制、政治的中立性等）などをもとに不在者投票を実施するのに適当な施設かを判断します。

病床50床・定員50名程度を目安としますが、隣接する施設等の現況等も含め上記の環境等が適切と認められる施設等であれば、病床数・定員に関わらず指定する場合があります。
※病院は法令上病床数20床以上でないと指定できません。

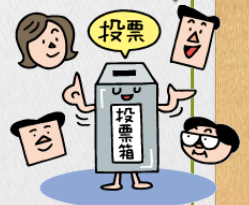
Q. 感染症流行時期のみ指定を受けられる？

選挙人の投票機会確保のため指定をしていますので、一度指定を受けたら施設希望での取消申請は受け付けていません。なお、入院・入所者の希望により市町村の投票所等にて投票していただくことは可能です。

Q. 複数の病院・施設が隣接しているが法人でまとめて指定を受けられる？

各施設（ユニット型や地域密着型等、認可や届出ごと）が指定を受けていただく必要があります。

なお、各施設長が適切に管理されていれば投票場所を共有したり、不在者投票の業務に他の施設職員が従事していただいても差し支えありません。



Q. 経費の負担は？

国や県の選挙では、手続に必要な以下の合計額を県に請求できます。

- ①不在者投票をした選挙人 1人について1,236円(※1)
- ②外部立会人(※2)に支払った経費 1時間当たり1,458円
(謝金・旅費を含めた上限額)

※1 郵送（速達等）等に要する費用です。金額は令和8年6月時点のもので、今後法改正により変更となる場合があります。

※2 市町村選挙管理委員会が作成した外部立会人候補者名簿から選任した者に限ります。（①とは別に交付されます）